

## 一級建築士、二級建築士及び木造建築士の業務範囲(設計及び工事監理)

構造	高さ又は階数		延 べ 面 積(平方メートル)				
			30以下	30超100以下	100超300以下	300超1,000以下	1,000超
木造	高さ16m以下のもの	階数1	だれでもよい <b>(注2)</b>	一級建築士、二級建築士及び木造建築士(木造に限る)	※ 一級建築士、二級建築士(ただし、延面積が500㎡を超える学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーディトリウムを有しないものを除く)又は百貨店は、一級建築士)	※以外の建築物の場合一級・二級建築士	
		階数2					
		階数3					
	高さ16mを超えるもの	階数4以上				一級建築士	
木造以外の構造	高さ又は階数		延 べ 面 積(平方メートル)				
			30以下	30超100以下	100超300以下	300超1,000以下	1,000超
	高さ16m以下のもの	階数2以下	だれでもよい	一級建築士、二級建築士	一級建築士		
		階数3以下					
高さ16mを超えるもの	階数4以上						

注 1. 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合は、当該部分を新築するものとみなす。

注 2. 延面積が50㎡を超える建築物で、延面積の1/2以上を居住の用に供するものは建築士の資格が必要。  
(大阪府条例:建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例)

### ●提出について

確認申請書は、建築主が提出しなければならない。(建築基準法第6条第1項)

ただし、1級建築士、2級建築士、木造建築士又は、行政書士は代理業務を行うことができる。

(建築士法第21条)(行政書士法第1条の3)